

平成31年3月佐川町議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成31年3月8日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 平成31年3月8日 午前9時宣告（第8日）

応招議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

不応招議員 なし

出席議員	1番	橋元	陽一	2番	宮崎知恵子	3番	西森	勝仁
	4番	下川	芳樹	5番	坂本 玲子	6番	邑田	昌平
	7番	森	正彦	8番	片岡 勝一	9番	松浦	隆起
	10番	岡村	統正	11番	中村 卓司	12番	永田	耕朗
	13番	西村	清勇	14番	藤原 健祐			

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	健康福祉課長	田村 秀明
副町長	中澤 一眞	産業建設課長	田村 正和
教育長	川井 正一	国土調査課長	橋掛 直馬
総務課長	麻田 正志	会計管理者兼会計課長	真辺 美紀
チーム佐川推進課長	岡崎 省治	教育次長	片岡 雄司
税務課長	森田 修弘	病院事業副管理者兼事務局長	渡辺 公平
町民課長	和田 強	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成31年3月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成31年 3月 8日 午前9時開議

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第 1 号 | 平成30年度佐川町一般会計補正予算（第6号） |
| 日程第2 | 議案第 2 号 | 平成30年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第3 | 議案第 3 号 | 平成30年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第 4 号 | 平成30年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第5 | 議案第 5 号 | 平成30年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第6 | 議案第 6 号 | 平成30年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号） |
| 日程第7 | 議案第 7 号 | 平成30年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第8 | 議案第 8 号 | 平成30年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第 9 号 | 平成31年度佐川町一般会計予算 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 平成31年度佐川町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 平成31年度佐川町学校給食特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第12号 | 平成31年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第13号 | 平成31年度佐川町介護保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 平成31年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第15号 | 平成31年度佐川町水道事業会計予算 |

日程第 16	議案第 1 6 号	平成 3 1 年度佐川町病院事業特別会計予算
日程第 17	議案第 1 7 号	佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 18	議案第 1 8 号	佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 19	議案第 1 9 号	特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 20	議案第 2 0 号	教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 21	議案第 2 1 号	佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 22	議案第 2 2 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 23	議案第 2 3 号	佐川町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第 24	議案第 2 4 号	佐川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 25	議案第 2 5 号	佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 26	議案第 2 6 号	佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 27	議案第 2 7 号	佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 28	議案第 2 8 号	佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 29	議案第 2 9 号	佐川町住宅新築資金等貸付条例の廃止について
日程第 30	議案第 3 0 号	佐川町商工業振興資金融資条例の廃止について
日程第 31	議案第 3 1 号	佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正

		する条例の制定について
日程第 32	議案第 3 2 号	佐川町民テニスコート設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 33	議案第 3 3 号	佐川町立虚空蔵山わんぱく広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 34	議案第 3 4 号	佐川町立山崎記念天文台設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 35	議案第 3 5 号	佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 36	議案第 3 6 号	牧野公園の指定管理者の指定について
日程第 37	議案第 3 7 号	旧浜口家住宅の指定管理者の指定について
日程第 38	議案第 3 8 号	斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について
日程第 39	議案第 3 9 号	牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について
日程第 40	議案第 4 0 号	佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について
日程第 41	議案第 4 1 号	佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定について
日程第 42	議案第 4 2 号	四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第 43	議案第 4 3 号	中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第 44	議案第 4 4 号	加茂辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第 45	議案第 4 5 号	庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の策定について
日程第 46		選挙管理委員及び補充員の選挙について
日程第 47		議員派遣について
日程第 48		委員会の閉会中の継続審査及び調査について

平成31年3月佐川町議会定例会追加議事日程（第4号の追加1）

平成31年 3月 8日 午前9時開議

- | | | |
|------|--------|---------------|
| 日程第1 | 議案第46号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第2 | 議案第47号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第3 | 議案第48号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第4 | 議案第49号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第5 | 議案第50号 | 工事請負契約の締結について |

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 1 号、平成 30 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）について、質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

おはようございます。一般会計補正予算についてちょっとお尋ねをいたします。まず、43 ページ、3、1、2 老人福祉費、第 19 節の老人クラブ活動促進支援補助金に 21 万 5 千円の不用額が出たというふうになっております。お年寄りの方々は、今の佐川町の発展の礎を築いてこられた方々であります。こうした人々の活動支援促進補助金が、何で 21 万 5 千円も不用額が発生するのか、これについてお尋ねをいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。3 款、1 項、2 目老人福祉費、19 節老人クラブ活動促進支援補助金の 21 万 5 千円の減額についての質問でございますが、この予算はですね、平成 30 年度当初予算、29 年度より 31 万 7 千円増額の 150 万 4 千円を計上していましたが、事務局であります社協のほうから、各事業等の精査の結果、補助金交付申請額が 128 万 8,765 円であったため、21 万 5 千円の減額を行うものです。

減額の内容としましては、当初予算で予定をしていました平成 28 年度から活動を休止しています尾川地区の老人クラブの再度の立ち上げができなかったことや会員数の減少により老人クラブ事業で 9 万 4,800 円の減額、また老人クラブ連合会のほうの事業の縮小、これはバスの借上料の縮小になります。バスにつきましては民間のバスが借れたということで、老人クラブ連合会で 12 万 235 円の減額、合わせて合計 21 万 5 千円の減額となっております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

ただいまの説明でよくわかったところでありますが、社協からの減額、そして尾川の老人クラブの再度の立ち上げができなかったということで、理解、納得もいたしました。

この支援補助金の重立った目的とその補助対象経費といいますか、範囲というか、こういったものがわかりであれば、教えていただきたいと思います。

健康福祉課長（田村秀明君）

お答えします。単位クラブのですね補助と、連合会のですね補助に分かれております。単位クラブの補助につきましては会員数に応じてですね、金額が決まってくるようになります。

会員数が例えば 20 名未満であればですね、月額 500 円掛ける延べ月数、12 月であれば 12 月と、いうものになります。これが、直近の実績では 8 クラブになってます。同じく会員数が 20 名以上 30 名未満につきましては、月額は 1,500 円掛ける月数になります。これにつきましては 5 クラブになってます。それから 30 人以上につきましては、2,800 円掛ける月数で、これは 10 クラブになってます。単体のクラブについての補助はそういったところになります。

それから、老人クラブ連合会の事業のほうにつきましては、活動促進事業であったりですね、健康づくり介護予防支援事業であったり、地域支え合い事業、それから若手高齢者組織活動支援事業などの事業を全部足したものがですね、先ほど言った当初予算で 150 万 4 千円ということになっております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

非常によくわかりました。健康づくりあるいは地域の支え合い、こういったものが補助対象になるということですので、また後ほど教えていただきにお伺いしたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 1 号、平成 30 年度佐川町一般会計補正予算（第 6 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 2 号、平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 2 号、平成 30 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 3 号、平成 30 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 3 号、平成 30 年度佐川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第４、議案第４号、平成３０年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第４号、平成３０年度佐川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

日程第５、議案第５号、平成３０年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第５号、平成３０年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第４号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第６号、平成３０年度佐川町後期高齢者医療特別会

計補正予算（第４号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第６号、平成３０年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第４号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第６号は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第７号、平成３０年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第３号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第７号、平成３０年度佐川町水道事業特別会計補正予算（第３号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第８号、平成３０年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第１号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 8 号、平成 30 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 9 号、平成 31 年度佐川町一般会計予算について、質疑を行います。

5 番（坂本玲子君）

おはようございます。5 番の坂本です。4 点ほどお伺いします。

1 点目、緊急避難場所耐震化整備事業の予算が組まれています。今年度の整備箇所をお伺いします。また、今までに整備が完了した箇所数、来年度以降整備が必要な箇所数もあわせてお聞きいたします。

2 点目、31 年度予算で、各学校校区に、児童の安全を守るため防犯カメラの設置の予算が計上されています。今年度はどこに整備されるのか、全ての学校の校区に配置できたのかをお伺いいたします。

3 点目、佐川町は県下でいち早く手話言語条例ができました。その推進のため 31 年度手話奉仕員養成研修事業の予算が組まれています。その内容についてお伺いいたします。

4 点目、31 年度介護保険施設開設のための準備の予算が組まれています。小規模多機能型居宅介護施設は、共生型の施設で、機能として要介護の方だけではなく、障害児者のショートステイや放課後デイサービスも実施できる施設となっています。障害児者及びその家族は、大きな期待をしているところであります。しかし、県下の状況を見ると、実質的に障害者の受け入れが十分でないところがあ

ります。そうならないように、開所準備段階から町が事業者との話し合いを行い、施設面や人員確保において将来的に確実に実施できるよう手を尽くす必要があると思いますが、それについてお伺いいたします。

総務課長（麻田正志君）

お答えいたします。私のほうからは、緊急避難場所耐震化整備事業と防犯カメラにつきまして、お答えのほうさせていただきます。

まず、緊急避難場所の耐震化整備事業の箇所でございますが、読み上げさせていただきます。

1つ目が下美都岐公民館、2つ目が中村公民館、3つ目が台住公民館、4つ目が青去公民館、5つ目が堂野々公民館、6つ目が岡崎公民館、7つ目が平野公民館、8つ目が大田川公民館、9つ目が紫円公民館、10カ所目が九反田公民館、11カ所目が下伏尾公民館の計11カ所ということになります。

あと、今までに整備が終了した箇所数についてでありますけれど、平成30年度、10カ所を完了する予定としておりまして、平成30年度末で32カ所ということになります。それと先ほど申しました31年度に11カ所と。そして翌年度、平成で言いますと平成32年度に9カ所の整備を予定しております。

防犯カメラのことについてお答えさせていただきます。

防犯カメラにつきましては、平成31年度、総務課のほうで、黒岩小学校、加茂小中学校、佐川中学校の周辺への設置のほうを予定させていただきます。

あと教育委員会の予算のほうで、尾川小中学校周辺への設置を予定しております。既に既設といたしまして、佐川小学校、斗賀野小学校の周辺にも設置しておりますので、平成31年度で町内の小中学校周辺への防犯カメラの設置は配置できる予定となっております。以上でございます。

健康福祉課長（田村秀明君）

手話奉仕員養成研修の御質問についてお答えします。31年度です、ね、一般会計の予算書では67ページに該当します。3款、1項、1目社会福祉総務費、13節地域生活支援事業委託料462万円のうち37万2,878円は手話奉仕員養成研修講座に係る予算となっております。

佐川町では、平成29年9月に、佐川町手話言語の普及及び障害者

のコミュニケーション手段の利用促進する条例を制定しました。条例第7条では、施策の基本方針、手話を学ぶ機会の提供に関する施策に基づき、手話奉仕員養成講座を実施するものです。

今回の講座ではですね、日常的な会話ができる程度を目指しております。平成31年度のは、入門編としまして、20回、時間にしまして40時間。2年目のは、来年度につきましては基礎編としまして、25回、年間50時間。定員のほうはですね30名程度を予定しております。

この講座にですね、多くの方に参加をしていただいて、日常会話程度のは、手話を習得していただくことで、聴覚に障害のある方と言語を用いて円滑なコミュニケーションをとれるようになっていただきたいということを思っています。以上です。

続けまして、もう1つの質問ですが、小規模多機能型居宅介護施設です。これにつきましては、通いを中心にですね、必要に応じて、訪問、泊まりサービスを受けることができる施設で、登録定員29名の受け入れを計画しております。

あわせてですね、共生型サービスを実施し、障害児者を受け入れ、高齢者と障害児者がともにですね過ごせる施設ということになってきます。事業者として決定しました佐川町社協とですね、健康福祉課のほうは今後もですね、実施に向けて定期的にですね、話し合いを行っていきます。

現在もですね、障害者担当とですね、平面図をもとに確認や検討なんかを行っています。障害者のですね、受け入れするためにはですね、職員の確保について大変なことになってきますが、これにつきましてはですね、直接町のほうが関与すべきことではないというふうには考えております。

社協のほうではですね、職員確保に向けて、2月にはですね、かるぽーとで開催されました就職フェアで、ブースを構えてですね、PRなどを行っているということです。またこのほかですね確保に向けては情報発信をしていくというふうに聞いています。

今後の予定としましてはですね、現在、土地の許認可に係る申請中です。規制がありまして。許認可後ですね、造成を行って建物の実施設計を行いですね、施設整備を進めていく予定となっています。

今後も進捗状況などもですね、社協のほうと確認しながらですね、連携を図りながら、また介護保険運営協議会のほうにもですね、報

告しながら、よりよい施設となるように進めていきたいというふうに考えています。以上です。

5 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。1 点目の、32 年度 9 カ所ということでしたが、それで事業が完了するという予定でしょうか、ということ。それから 2 点目の、全ての校区に配置できたということで、喜んでいますが、児童の安全のために必要な防犯カメラですが、個人情報保護の観点で、情報の管理をしっかりといただきたいと思います。

それから手話奉仕員養成研修事業が一般町民向けに開設されることは素晴らしいことだと思いますが、行政に携わる方々の職員の方々も積極的に研修が必要だと思いますので、町の行政で独自にやるとか、それへ参加していただくとか、そういう何らかの工夫をしていただきたいと思います。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。緊急避難場所のほうを先にお答えさせていただきます。

平成で言えば、平成 32 年度 9 カ所というところ、これで一応予定しておるもの全て完了するという予定とさせていただいております。もう 1 つ、防犯カメラのほうの情報管理をしていただきたいと思いますということにつきましては、現在は、現時点では作成はできておりませんけれど、神奈川県清川村の防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱、これなどをもとに、この防犯カメラにつきましては運用していくように参考にしまして作成していこうというふうに考えております。以上でございます。

健康福祉課長（田村秀明君）

手話言語条例の関係のですね、研修について職員向けについても行ってほしいというような御質問だったと思いますが、職員向けということで、今回はですね職員向けということではなしに町民向けで 30 名程度というふうに考えてます。職員についてはですね、直接職員ということじゃなしに、一町民ということでですね、同じように参加していただきたいと思いますというふうには、まず 1 つ考えてます。

今ですね、社協さんのほうがやってます手話教室もありまして、これは多分、年に 4 ～ 5 回だと思うんですが、そのときにはですね、うちの職員が出ては研修受けてます。なかなか、なかなか手話でコミュニケーションを図るところまでいくということになるとです

ね、やはり年に4～5回ということではなかなか厳しいということで、ある一定のですね、回数と時間が必要というなかでですね、先ほど言いましたように来年は入門編で20回40時間、翌年はですね基礎編として25回の50時間というなかで、講師につきましてもですね、高知県の聴覚障害情報センターというところに委託してやりたいというふうに考えています。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

3番（西森勝仁君）

まず平成31年度当初予算、この編成に当たりましてまずお伺いするところでありますけれども。この予算書を見てみますと、教育に重点配分されているということはわかります。しかし、これぞ町民に寄り添った幸せのまちづくりという観点からはそういった施策が盛り込まれているというイメージもちょっとうかがいしれないところではありますが、トータルとしまして去年よりは4千万弱少なくなっているとは思いますが。

しかし、佐川町の標準財政規模からいたしますと、38億円程度であろうかと思しますので30億円くらいがオーバー、なっている、積極型予算と言えるのではないかと思っておりますが。こうした予算がですね、佐川町の身の丈に合った予算、こう言えるものか、町民の理解と納得が得られると思っておいでなのか、この予算編成権は町長にしかないから、町長からお考えをお伺いするところであります。

次に、防犯カメラの設置の件であります。この件につきましては、先ほど坂本議員からも質問がありましたので多少重複する部分があるかも知れませんが、ちょっと教えていただきたいと思います。

53ページの2、1、8、15の工事請負費に255万8千円、そして125ページに尾川小学校の子ども見守りカメラの設置費として83万7千円、これが計上されているわけですが、これは昨年に、町長が先頭に立って指揮をしてやってくれると言ってくれたおかげで、ここまで進んできたものと感謝をしているところであります。

この防犯カメラというのは、私が何度も以前から言っておりますが、犯罪を未然に防止する、あるいは不法投棄や悪質訪問販売、こういったものの抑止力になるということが言われております。

これは、坂本議員のほうからも先ほど質問がありましたが、何さま、不特定多数の人を録画するものでありますので、そのプライバシーの保護などにつきましては当然守られなければなりませんので、これと並行してガイドラインの整備が必要と思うわけですが、この件につきましては神奈川県先進地の事例に学ぶと、そういった資料も取り寄せているということでもありますので、その資料の中にガイドラインが載っていると思いますので、佐川町の実態に合うガイドラインを早急に策定して、並行して進めていただきたいと思いますと思うわけであります。

次に、設置場所についてであります。教育委員会の見守りカメラを除いて3件であるとのことですが、この設置箇所につきましては、昨年に各地区の正副自治会長を集めて総務課のほうから原案説明がありました。そしてその後ですね、例えば加茂については、小中学校もありますが、その中学校、小学校にはもう既に、中には玄関口付近についているので、そこに要らないと。そして、小中学校もそうですが、保育所があります。ですから、あの保育所もカバーできる、駅前あたりにつけてほしい。加茂の正副自治会長からの修正要望があつておったと思います。

また、中学校につきましても、佐中の辺につきましても要望が出されて、若干少し下のほうの不法投棄とかそういったものも、一般車両なんかも監視できるところにつけてほしいという要望があつておったと思いますが、この検討会の会の内容はどういうふうに生かされているのか、また今後ですね自治会とのこうした協議会のようなものは持つお考えがあるのか。

そして次にですね、子供の見守りカメラであります。これにつきましては県警の3分の2の補助を予定をしていると、歳入に見込みがあるわけですが、もしですね、県警の補助金がつかなかった場合、歳出費用は組んでありますので実施してもらいたい。見守りカメラはつけてもらいたいと思います。県警の補助金が入ってこなければ、歳入欠陥を起こすわけですが、安心安全を担保するために、尾川やったらもう、あの道がほとんど80%以上あのあたりへつけばカバーできますので、学校から奥へ行く分についてはカバーできますので、これはまあつけてほしいと思うところであります。

次に、43 ページ。2、1、1の18、備品購入費の中に公用車購入

費が計上されておりますが、これは、昨日の説明によりますと、ぐるぐるバス購入費とのことでありました。なぜ、あつたらいいなというような意味はわかりますが、なぜ、こういうものが必要なのか、車検とか当然ありますが、1日か2日くらいで車検は済むんじゃないかと思えますし、1日、2日、もし運休したとしても1日、2日の運休なら、お客さんは納得いく、理解もしてくれると思うわけですが、このあたりはどういうふうにお考えか、もし、どうしてもバスが要となれば、町のマイクロバスのような小さいですね、ワゴン車、7～8人乗りの車がありますので、十分対応できるのではないかというふうに思っております。

次に、社会福祉協議会への委託料がたくさんあるわけですが、一般会計、特別会計含めて、それぞれ事業名、件数、そして金額、これがどれほどあるのか、これが4点目。

次に、89 ページ。4、1、1の13であります。ここに家庭ごみの収集委託料が4,152万2千円ほど計上されておりますが、ことしは人件費やガソリン代等を考慮して200万円程度増額したという御説明がありました。これは、非常によく納得するところであります。しかしですね、毎年1千万円近い入札減が不用額として9百何十万とか、去年は8百何十万とか、そんなような金額が不用額として出ています。

これは私がいつも言うておりますけれども、本来ならこの業務は町がすべき業務を委託に出しているところであります。委託に出す場合には、産業廃棄物処理法には非常に厳しい規定があります。運搬車の整備、あるいは運搬容器、こういったものについて厳しい規制がありまして、廃棄物処理法施行令第4条第5項には委託する場合には、ここの条項を読んでもらったらわかりますけれども、細々と厳しい規定が定めてありまして、この委託に出す場合には、受託業務を遂行するに足る額であること、とこういうふうに明確に記されています。

つまり、足る額というのは、今、200万円、ガソリン代とか用人費なんかも含めて200万円上げて組んだ予算そのものだと思うところであります。しかしこれを入札に出しますとですね、1年間パッカー車やあるいは運搬車を遊ばさないかん、どうしても少々赤字になっても屋台骨をちょっと揺るがすような事態でもとらないかん、遊ばすよりましといった観点から、そこに変な競争原理が生

まれて、安けりや安いばあがええというて言うわけではないという町長の前の答弁もあっておりますが、そういった最低のところで競ることになるわけであります。

ですから、国交省が言うように、一般土木のようにやっぱりその85%あたりで最低制限価格を競るようにしてやらんと、またここにまた最低のところで競って1千万くらいの不用額が出てくるといようなことになりかねないんじゃないかというふうに思いますので、やっぱりその、競るにしても、もっと上で、多少利益の出るようなことを考えてやらないと、業者も大変じゃないかというに思います。

以上、5点ですので、御答弁願います。

町長（堀見和道君）

まずは、当初予算の全体的な話を私のほうからさせていただきます。

31年度当初予算も、住民に寄り添った予算となっております。集落活動センター、あったかふれあいセンターなど、地域の皆さんが、地域で活動する拠点の活動が円滑にできるように、さまざまな予算的な配慮をしておりますし、住民の皆さんの移動を確保するために、引き続きぐるぐるバスの予算にもしっかりと、例年どおり組ませていただいております。

また、サンプラザ前の歩道橋につきましては、住民の皆様から要望がありました。通学、あと通学以外でも歩行者が安全に渡れるようにということで、要望がありまして、それにつきましては31年度設計の予算を組んでおります。そのほか、町道全般につきましては、住民の皆様から要望があった箇所について精査をした上で、しっかりと予算を組ませていただいております。

また、積極予算ではないかと、身の丈に合っていないんじゃないかという話ありましたが、決してそうは思っておりません。教育分野に関しましては、31年度は積極的な予算を組ませていただきました。これはICTの技術を使って、子供たちの学びをより深めるために、学校が現場と話をした上でタブレットの購入ですとか、タブレットの整備に当たってのWi-Fi設置工事ですとか、そのあたりの予算を組ませていただいております。そのほか、地方創生推進交付金事業をしっかりと進めるために、予算を組んでおります。

教育分野では積極的な予算組みになってますが、全体の予算とし

ては決して積極的な予算組みをしているというふうには考えておりません。国、県の交付金、補助金また特別交付税をしっかりと有効に活用して、さまざまな視点で住民の皆さんが幸せに暮らせるように、幸せなまちづくりが進められるように、適正な当初予算をしっかりと組んでいるというふうに考えております。以上です。

総務課長（麻田正志君）

私のほうから、2番目の質問の防犯カメラのことにつきまして、お答えのほう、させていただきます。

昨年11月27日に、自治会長会の各地区の会長、副会長、計8名の方に御参加いただきまして、西森議員のほうにも御出席のほうお願いいたしまして、会のほうをさせていただきました。

そこで、総務課提案の設置箇所数、そのときの総務課の設置箇所数の案は11カ所ということで、出席された方の御意見のほうを伺いをさせていただきました。その結果、追加が5カ所と。あと減少1カ所の御意見のほうをいただきました。

その中で、先ほどの御質問にもありましたような保育所、加茂のほうの保育所をカバーするようというふうな分も含めた、いただいた御意見を反映した設置案15カ所のほうを、現在のところ考えております。ただ、加茂小学校と佐川中学校につきましては、外側のほうにカメラがないということでもあり、佐小、斗小にも設置して黒岩、尾川小中も教育委員会が設置するということもありますので、この加茂小中学校と佐川中学校のほうは平成31年度に設置したいというふうに考えております。

今後のそのほかの場所とかにつきましては、自治会長会に相談しながら、全体の設置計画のほうをまた検討させていただきたいというふうに考えております。

あと、ガイドラインについての、早急に策定してほしいということにつきましては、先ほどの坂本議員の御質問のときにもお答えさせていただきましたけれど、神奈川県清川村の防犯カメラ等の設置及び運用に関する要綱、これなどを参考に策定していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

教育次長（片岡雄司君）

西森議員の御質問にお答えをさせていただきます。9款、2項、1目の学校管理費におけます15節の尾川小学校子ども見守りカメ

ラの設置の 83 万 7 千円について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、西森議員が質問のあったとおり 3 分の 2 の県の補助で実施することとしております。今年度は、尾川小中学校と黒岩小学校のほうに要望をしておりましたが、高吾北地区の設置ということで、ほかの市町村にも割り当てがあるということです。来年度、佐川町におきましては尾川小中学校の校門に設置することとしております。

この補助につきましては、確約はしていただいておりますが、もし、この補助がつかない場合が発生しましても、近年、尾川には不審者情報が相次いでいることから、単独事業でも設置したいと考えております。以上です。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

私のほうからは、歳出の、43 ページのぐるぐるバスですね、予備車の購入、公用車の購入について説明をさせていただきます。

予算額としては、460 万 2 千円ということで、国、県の補助があつて 3 分の 2 の補助率ということになります。これにつきましては、平成 30 年度の予算におきましても、予算計上をお認めいただいておりますけれども、県の予算枠の関係で本年度執行ができずに、再度、計上をするものです。

西森議員おっしゃいましたとおりに、運行している車両のですね、定期点検とか車検時、あるいは事故、突発的な故障等に対応するための緊急時の代替えとしての予備車でございますけれども、そのほかにですね、予備車購入できましたら、各種啓発イベントでの活用を考えております。

例えば、乗り方教室であるとかバスそのものの展示、あるいはほかのイベントでの利活用ということで、ぐるぐるバスを利用する促進のためにですね、活用もしていきたいと考えております。以上です。

健康福祉課長（田村秀明君）

私のほうから、4 つ目になりますが、社会福祉協議会への委託事業についての質問について、お答えさせていただきます。

社協のほうへ委託している業務としましては、通年行う業務とですね、それから申請とか委託なんかによって行う業務があるため、分けて、ちょっと説明をさせていただきます。

先ず、一般会計のほうはですね、4 件あります。

1つ目はですね、障害者相談支援事業、事業内容としましては、障害児者が障害福祉サービス等を受けるために必要なプランを作成するということで、これにつきましては、平成26年7月から委託してます。本年度の予算額は、1,007万5千円、来年度は1,086万7千円になってます。

2つ目はですね、わがごと丸ごとの地域づくり推進事業、来年度からの名前としましては、地域共生型の実現に向けた包括的支援体制構築事業ということになりますが、これにつきましては、平成25年ぐらいからですね、事業を実施しています。主な内容としましては、生活課題の総合相談窓口、ボランティアの養成、組織化の支援、防災隣組の支援、住民が地域の生活課題を把握解決することができる環境整備や相談をワンストップで受けとめる体制整備ということになっております。これにつきましては、今年度も来年度もですね、予算額はともに同じで、1,200万です。この1,200万のうち、国のほうの補助が4分の3ということで、900万円の補助があります。

3つ目はですね、高齢者見守り事業です。この中でもちょっと、2つあるんですが、1つはですね、お元気コール、これは平成21年からやってます。電話ボランティアによるお元気さんが週に1回ですね、安否確認の連絡なんかをしてます。それから、見守り声かけネットワーク、これは町内をですね8区域に分けて、民生委員とか福祉委員等でネットワーク会議を行って見守りをするというもので、これにつきましては平成20年からやってます。本年度のですね予算額は、82万2千円。来年度は86万5千円です。

4つ目はですね、ファミリーサポートセンター事業、これは平成27年の10月からやってます。乳幼児やですね小学生の送迎とかですね、それから預かったりすることを行っております。平成30年度のですね予算額は356万円、来年度は376万ということになってます。まず一般会計のほうのですね、通年ある業務につきましては合計は4件で、本年度は2,645万7千円、来年度は、同じように4件で2,749万2千円になってます。

それから、介護保険特会のほうでは1件あります。生活支援体制整備事業です。これにつきましては、本年度からの委託業務ということになります。これはですね、地域にあるさまざまな課題や支え合いを発掘することで高齢者の在宅生活を支えるための体制構築を行うという事業でございまして、平成30年度は386万2千円で、来

年度は 379 万 4 千円というものが 1 件あります。これが 1 年間通した業務です。

それからもう 1 つですね、1 年間通しての業務じゃなしに、申請とか依頼によって行う業務があります。それにつきましては 2 件あります。両方ともですね、一般会計になります。

まず 1 つ目はですね、外出支援サービス事業、これは寝たきり等で、一般交通機関や介護タクシー利用困難者をリフトつきのもので、車両車で、町内であったり、越知町、仁淀川町の医療機関のほうへ送迎するという事業で、1 回がですね、5 千円の補助を出してます。本年度 24 万円の予算額を計上してまして、負担行為額は今、2 万 5 千円ですので、5 回利用ということになってます。これは、平成 18 年から実施してます。

もう 1 つはですね、地域母子保健事業です。養育支援訪問ということで、子育てに関して不安や孤独感を抱える家庭や養育の問題がある家庭に対しての育児、家事の援助を行うということをやっております。それからマミーヘルパー事業、これについてもですね、妊娠期から産後 6 カ月までの母親の家事、育児を負担軽減するために、ヘルパーを派遣するという事業をやってます。

この 2 つの事業で、本年度は合計 44 万円になります。1 年通じて行わない委託業務ということで、申請や委託による業務につきましては、2 件で合計が本年度は 68 万円です。来年度は 84 万 7 千円になってます。以上です。

町民課長（和田強君）

西森議員の御質問にお答えさせていただきます。89 ページ、4 款、2 項、1 目、13 節の委託料、ごみ収集委託料 4,152 万 2 千円についてですが、先ほど議員のほうから御質問のとおり法施行令には受託業務を遂行するに足る額というものが明記されております。実施設計を行うに当たってはですね、そこの足る額というところについては当然考慮して設計を行っているわけなんですけども、現状として複数事業者が受託を希望しているなか、これまでの住民からの意見とか見積額の状況等を総合的に判断して、最低制限価格の割合を決定しておりました。

平成 31 年度の業者選定に関しましては、これから行うということになっておりまして、最低制限価格等についてですね、ちょっと、現時点でお答えするということにはちょっとできないので、ちょっと

御了承いただきたいかなと。ただし、そういった御意見につきましてはですね、承りたいと考えております。以上です。

3 番（西森勝仁君）

防犯カメラとか、その町長の説明につきましては、理解ができました。

その公用車、ぐるぐるバスのスペアを買ってイベントなどにも活用していくということのようでありますが。これは去年も説明がありましたように、去年も予算計上されておったわけでありすけれども。県の予算枠の中に入らなかったから、見送って、再度県の予算の枠に入って予算を確保、歳入の予算を確保した上で 460 万の車を、今、買いたいということのようでありますけれども。

いくら、国、県の予算といえどもですね、国民、県民、これの税金でありますので、今、国の借金も 1,100 兆円を超えておまして、国民 1 人当たり、これの借金も去年よりは 13 万円アップしまして、871 万円。以前、町長が、誰かの答弁の中でも、国は火の車と、こういうような答弁もしておったようなことを議事録で読みましたけれども、まさにそんなような状況でありましてですね、4 人家族なら一家庭 3,500 万円の借金というようなことで、とてもやっていけるような状況にはないという状況でありますので、いくら、国、県の予算といえどもですね、あったらいいなとかいうような部分のものは、見直しをしてもらうとか、これは日本全体がそういった観点にならなければ、なんぼ、プライマリーバランスのどうのこうの言うても始まらないわけでありまして、このあたりはやっぱ、それぞれの首長さんが、しっかりと財政運営をしていただきたいと願うところであります。

次にですね、社協への委託業務の件でありますけれども、今、説明をいただきました。7 つくらいですか。障害児者の、この方たちに関する事業、あるいは高齢者見守り事業、もろもろがあるようでありまして、トータルしますとざっと 3,200～3,300 万くらいになりますが。私が危惧しているところはですね、役場のほうから、こういった業務の委託、依頼がきた場合、社協としたら受けざるを得んような状況、いろいろつながりがあって、そんなくもあたりなんかして、ノーとは言えない状況にあるか、あるかないかは私はわかりません。

私が平成 9 年 10 年ごろに担当課長をしておりましたときに、ヘル

パーの業務とか委託に出す業務がありました。病院にも出す業務がありまして、進捗状況、こういったものをチェックに監査に行った、2～3度行ったわけでありまして、業務がほとんど進んでいないような状況もあったわけでありまして。こうした業務がですね、どんどん委託を受けざるを得なくなるような状況が続きますとですね、社協も、マンパワーの問題もあろうですし、なかなか厳しいんじゃないかと。今、どこの事業所でも人がおらん、とこういう状況でありますので、そのあたりはよもや押しつけということにはなっていないとは思いますが、そのあたり、あんまり荷がかかりすぎないように、調整をするなりしてやらんと、社協も受けかぶったんじゃないかなんかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それからごみの、家庭ごみの収集につきましてですけれども。担当課長からは、あれ以上の答弁はできないと思っておりますので、これはやっぱり町長に、こういう英断でやると、ひとつその一歩踏み込んだ前向きな考えがあれば、以前私の答弁の中でですね、もっと安くやれる業者もいるよということであるので、75%、このあたりの線は崩さないという答弁もあったように思いますが、この200万アップしたその背景には、労務賃金のこともある、値上がりするガソリンのこともある、こういったことでもありますので、そのあたりをトータル的にお考えをいただきたいと思いますが。答弁をお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。この一般廃棄物の収集の業務につきましては、西森議員が副町長時代にもいろいろ、裁判の案件になったという過去の流れがありまして、今、設計書をくぐるに当たってはですね、かなり厳密に精査をしてつくり上げました。

その中でずっと見積もり合わせを実行してきておりまして、毎年毎年事業者の皆さんができる金額で入れていただいているというふうに思っております。その中で、今、最低制限価格を設定しておりますが、その範囲内でずっと、見積もり合わせが実行できております。

ですから、今のやり方が私は不適切だとは全然思っておりませんので、来年度も引き続き予定どおりで、これまでどおりで行いたいというふうに考えております。以上です。

健康福祉課長（田村秀明君）

社協への委託の関係での質問についてお答えさせていただきます。社協のほうに、たくさん今ちょっと委託をしています、当然ですね、押しつけということになっていませんし、それから平成 30 年と 31 年ではですね、新たな事業委託業務は増えておりません。それから、以前にですね、社協さんに受けていただいた業務が、今、健康福祉課のほうに直営ということで戻ってきてます。これは、今回のですね、定例会の一般質問でもありました百歳体操であったりですね、ふれあいサロンの業務です。これにつきましてはですね、平成 27 年度末をもってですね、百歳体操やふれあいサロンの一般介護予防事業はですね、社協のほうの委託を終了して健康福祉課のほうがですね、直営のほうで実施することになりました。このことにつきましては、当時ですね、受託を開始したばかりのファミリーサポートセンター事業や社協のほうのほかの事業など、人員に限りがある中でですね、受託業務を精査した結果、町のほうへ帰ってきて直営になったということと考えてます。

それから、ことしからですね始めました生活支援体制整備事業というのはですね、地域にあるさまざまな活動、支え合いを発掘するということの中で、特にですね、ここについては、今まで社協さんのほうが地域へ出て行っているいろんなことを知ってるという中で、社協さんのほうが、ぜひ、これはうちがやりたいということで、ことしから委託をしています。そういった状況で進めさせていただいてます。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

11 番（中村卓司君）

1 点だけ、お尋ねをしたいと思います。今、年の予算ということで、いろいろな説明も勉強会でいたしまして、説明もございました。そんな中で、予算全体でございますけれども、公債比率 6 % ということで非常に少ない、また新聞等でも高いところもあります。そんな中で、これから先もですね、公債比率が上がらないようなことにしてかなければならない中で、道の駅とか図書館とかいうことで、大きな事業が計画をされているというか、一応、議会ではゴーサインが出たということで、前向きな姿勢ということだろうというふうに思っております。

そこで、ことしの予算で、中でですね、目的基金というものがこ

とし新しく、これとしてないわけですが、その目的基金という財政的なことでこの予算につきましての中で、検討されたのかどうかということと、目的基金、大変私は必要だというふうに思っておりますが、今の議会の質問は、ことしの予算の質問でございますので、その中でですね、検討されていくのかとどうかということで、されたのかということ、まずお聞かせ願いたいと思いますが、いかがでしょう。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。目的基金で道の駅、図書館の整備についての基金をつくるかどうかという御質問でよろしいですか。今回の予算を組む、編成するに当たってはですね、この道の駅と図書館につきまして、目的基金を設置するというような検討のほうは、総務課のほうではしておりません。以上でございます。

11 番（中村卓司君）

先ほどお断りをいたしまして、またことしの予算について、いうことで質問でございますが。少し離れるかもわかりませんけども。予算編成、来年のことになりますけれども。そういった検討も非常に必要であろうと。道の駅、図書館というダブルでやるっていうことは大変、財政的にも切迫するし、今まで、前例を見てみますと、佐川町では、昔でいきますと、桜座をこしらえたりですね、それから給食センターとか、それから佐川中学校とかですね、こしらえた関係ございました。そのときにも、佐川中学校のときには基金を積み立てて、目的を達成したという経過もございます。

何遍も言いますけれども、ことしの予算の関係で次のことを言うのは失礼ですけども、そういうことも考慮に入れながらですね、行政に負担のならないようお願いしたいということと、6%ということでございますから、今、4億数千ですかね。そこで1億、2億増えていきますと、予算の総額が、これでいくとすぐ10%になってしまうという危険性もございますので、その点の考慮をですね、よろしくお願い申し上げて、私の質問にかえさせてもらいます。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番（橋元陽一君）

2 点、質問させていただきます。1 点目は、昨年 5 月に町内で行

われました議会懇談会等でも出た意見でございます。

当初予算が組まれて、広報等で町民の皆様にも知らされていくかと思うんですけども。予算の組み方の土台のところ、財政調整基金の繰り入れについて、昨年、10億円余の繰り入れをし、ことはまたそれより随分と減額もされて予算が組み立てられています。こういうふう、財政調整基金から繰り入れをして予算を組まなければいけない地方財政の、苦慮されている部分というか、町民にまだ十分理解されていないのかなというふうにも捉えております。

そこで、ぜひ、今年度、基金繰り入れは随分と下がっているんですけども、そうした基金を組み入れて予算を組まなければいけない自治体の実情というのを、ぜひ、町民の皆様にもわかるような形で伝えていただきたい、そのことをぜひ、御検討していただきたい。質問かどうかわかりませんが、要望になってしまうかもしれませんが、そういうことについて、どう考えておいでるか、ひとつ御答弁を願いたいということです。

2つ目ですけども。予算書の122から124にかけてですね、学校管理費の中で、委託料で病弱児童対応施設設計監理委託料ということで120万。それから工事費が次のページで、1,880万を予算化されております。

説明会の中で、2020年に入学予定の子供さんの対応ということでの説明を受けております。化学物質過敏症あるいは多種類化学物質過敏症と呼ばれる子で全国的にも2割近い潜在の子供たちが存在している中で、特に厳しい状況の子供だという説明を受けております。こうした子供に対しての、本当に温かい手立てが佐川町でもされているってということで、親御さんともどもですね、感謝もされているかと思えます。

これだけの予算を組んで、こういった施設が、どういう設備を備えたものがですね、つくられようとしているのか、少し概略で構いませんので、御説明いただければというふうに思います。

総務課長（麻田正志君）

1つ目の質問のほうに、私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

御質問、検討ということであります。この当初予算を組む段階におきましては、毎年度、本当にいろいろと、どのような財源を措置するかということで苦慮してるといえるのは現実的な問題でありま

す。これは佐川町だけに限ったことではなく、日本全国どこの自治体でも同じような状況であろうかと思います。

このような状況につきまして、町民の方が理解されていないかも知らんので、そのことをお伝えしていただくことを検討していただきたいということでありましたので、どのような方法でお伝えしたら住民の方に御理解いただけるかということを考えまして、よりよい伝え方ができるように検討して伝えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

教育長（川井正一君）

それでは、化学物質過敏症のお子さんへの対応の概要について、答弁をさせていただきます。

今、私どもが考えておりますのは、尾川小中学校の、旧相撲場の跡地へ独立した建物を建てたいというふうに考えております。施設規模はまだ確定ということではございませんが、普通教室の半分程度になろうかとは思っております。そして、施設は全てエアコン整備して空気清浄機も入れて、また浄水器も整備する、いわゆる重度の化学物質過敏症のお子さんに対応できる設備は全て整える。そういう予定にしております。

今の時点ではそういった対応をして、しっかりと受け入れ準備を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（橋元陽一君）

ありがとうございます。昨年の議会懇談会のほうでは、民間会社で言えば赤字財政を組まなければいけないということ自体が問題だという指摘の中の発言でしたので、ぜひ、こう町民の皆様に理解できる予算の組み方の説明をですね、検討していただきたいというふうに思います。

あと、そのMC S の子供への対応については、こういう子供さんが身近においでるということが町民の皆さんにもなかなか理解しづらいというか、状況にもあり、アレルギーではなくって、薬でも対応できない、今の対策は、その子供さんがおいでる環境条件を整えることが最大限の支援というか、対策になるということです。ぜひ、子供さんたち、親御さんたちに寄り添った施設がですね、できますよう、お願い申し上げまして、この質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

10 番（岡村統正君）

この空き家対策総合対策支援事業補助金、借り上げの 5 軒ですが、これはどこの自治会なのか、それからこの 5 軒のうちの全ての内容的なことがわかっておればお答え願いたいと思います。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この空き家対策の事業につきまして、予算の勉強会の折りに説明いたしました 5 軒という内訳の部分かとは思いますが、この件については、実際、今、該当のですね、空き家があるということではなくて、これからですね、地域と、あとはその所有者の方々の申し出とかということで、予算計上をしておるということです。

今、その具体的などころがあるということではございません。

10 番（岡村統正君）

わかりました。これの、要するに予算を組んだもとというのは、これまでの、要するに空き家対策で執行された金額をもとに算出されちゃうということですかね。

チーム佐川推進課長（岡崎省治君）

お答えいたします。予算書の中のページ数でいきますと、済みません、ちょっと確認になりますけれども。

歳入のほうということですか。23 ページ予算書の 23 ページの空き家総合対策支援事業補助金の 2,168 万 8 千円、この分ということですか。

この分につきましては、済みません、ちょっと先ほど御説明ちょっと訂正させていただきますが。空き家の部分で、2 つ種類がありまして、1 つは現在、空き家としてですね、所有している方ですね、空き家を町のほうがいったん保有をさせていただいて、借り上げをさせていただいて、それを改修を、大きな改修をしてですね、移住者等の向けの方にですね、お貸しをするという事業についての補助金が、これが 4 軒の分で、補助率が 2 分の 1 になります。

これが 1 つありますのと、もう 1 つはですね、民間の方が直接所有者あるいは U ターンとかされてる方が直接借りられるということで、家を改修したいということの補助金、それについての補助金が、これが 5 軒分計上しております。これを合わせて 2,168 万 8 千円ということになります。

これは、いずれにしても、今先ほど申しましたが、具体的な該当の件がありませんけれども、この先ほど言いました5軒分についてはですね、本年度、平成30年度の実績を見込んでですね、計上している分と。最初申しました町が借り上げて10年間保有をするという分については、今年度は実績はございませんけれども、新年度4軒ということで取り組んでいきたいということで、上げさせていただいております。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、平成31年度佐川町一般会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

賛成全員。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時22分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、議案第10号、平成31年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、質疑を行います。

4番（下川芳樹君）

質問させていただきます。平成31年度予算の増額が、18億6千万程度になっております。平成30年度と比較をして。これまでの国

民健康保険の予算規模は 18 億円前後で推移をしていたわけなんです
が、31 年度増額幅が非常に大きいというふうに感じております。
この主な要因について、お答えをいただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

下川議員の質問にお答えさせていただきます。この予算書の 6、
7 ページをお開きいただけるとわかりやすいかなあとと思います。

この 6、7 ページの 6 ページの側に、歳出で保険給付費ということ、
3 番目に国民健康保険事業費納付金というのがございますが、
主には、この保険給付費と事業費納付金。保険給付費は医療費に対
して、その保険から給付する分、事業費納付金は県のほうが計算し
てその年の納付金としてこの額を納めてくださいという額になっ
ておりますが、この 2 つが大きく増えている部分でですね、1 億
8,700 万ぐらいの増額となっております。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

3 番（西森勝仁君）

今御説明がありましたが、いわゆるその標準家庭というものがあ
ればですけど、大体、標準、一般的に言われるその標準家庭として、
親 2 人、子供 2 人ぐらいの世帯で、大体何ぼくらい上がるもんか、
わかりましたら、教えていただきたいと思います。

町民課長（和田強君）

西森議員の質問に答えさせていただきます。標準家庭、特に、先
ほど申しただいたその人数等のもので、モデル的な保険税がい
くら上がるというのは、今回は計算はしておりませんが、その世帯
あたりで言いますと、平均にはなりますけども、世帯あたりで介護
の部分が含まれている世帯の場合、11.7%ぐらい増えるというよう
な形になっております。以上です。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 10 号、平成 31 年度佐川町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 11 号、平成 31 年度佐川町学校給食特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 11 号、平成 31 年度佐川町学校給食特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、平成 31 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 12 号、平成 31 年度佐川町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 13 号、平成 31 年度佐川町介護保険特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 13 号、平成 31 年度佐川町介護保険特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、平成 31 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 14 号、平成 31 年度佐川町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号、平成 31 年度佐川町水道事業会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 15 号、平成 31 年度佐川町水道事業会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 16 号、平成 31 年度佐川町病院事業特別会計予算について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 16 号、平成 31 年度佐川町病院事業特別会計予算について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 17 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 17 号、佐川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 18 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 18 号、佐川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 19、議案第 19 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 19 号、特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 20、議案第 20 号、教育長の給与、勤務期間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 20 号、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 21、議案第 21 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につ

いて、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 21 号、佐川町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 22、議案第 22 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 22 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 23、議案第 23 号、佐川町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

3 番（西森勝仁君）

この条例の改正案によりますと、都市交通費は、東京の場合は、東京都特別区の都市交通費として2千円。これはアバウトな定め方ではあったらと思うんですけども、その昔の時代っていうのは、今のように領収書が発行されないような時代であったから、こういう定め方になっていたとは思いますが、今はJ Rにしましても地下鉄あるいは私鉄各社におきましても、領収書が要る場合は、小さなアナウンスで、領収書が必要な方はっていう形で、あのボタンを押したら領収書が発行される仕組みになっています。

それはそれとして、この2千円で足りるか足らんかいうて言うたら、恐らく足りない場合が多かったんじゃないかと思います。羽田からモノレールに行く、あるいは格安航空で成田から、例えば新橋あたりまで行くにしましても、恐らくその他都内の移動も含めれば2千円では足りないということが起こっていたのが、これがきちんとされるということですので、それは非常に合理的でいいわけではありますが。

例えば、Suica の場合、こうしたものはどういうふうに精算されるのか。あるいは、その宿泊先からその指定の会場、その公務達成のために行く一番の近道で行くわけですが、J Rあるいは地下鉄を乗り継いで行くと、かえって遠回りになる、効率が悪い、こういった場合にタクシーを使用して行った場合、当然領収書はもらえるわけではありますが、これはタクシー代っていうのも精算されるのか、想定内なのか。

この Suica の件と、Suica にも、ほかにもああったものがありますが、このそういった、ぽんぽんとやって通過していく便利な時代ですが、それと、今言ったようなタクシー代、精算されるのか、2点をお尋ねします。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。その Suica の精算でありますとかタクシー代の精算につきましては、済みません、まだちょっとそこまでのかつちりしたものは考えてはおりませんが、この都市交通費を廃止するに当たりまして、県内の市町村でありますとか県の状況とかを調べましたところ、県においてはもう既に都市交通費もありますでした。

そして県内の市町村、34市町村ございますけれど、ホームページ

とかで例規集が確認できました 30 市町村の例を見ますと、30 市町村のうちの 24 市町村において、都市交通費のほうはもう既に規定がありませんでした。

今、御質問のあった Suica でありますとか、そのタクシー代につきましても、他の市町村あるいは県において、そのような事例があって対応方法とかが決まっておると思いますので、それを参考にして佐川町のほうでも支給するかどうかということを判断していきたいというふうに考えております。以上でございます。

3 番（西森勝仁君）

廃止している市町村がかなり多いということですが、これ、廃止して、旅費をもし払わない、廃止っていうことは実費でも払わないということ、実費で払う、そうじゃないと政治資金規制法に引っかかりますので、それはまた大変なことだというに思いますが、わかりました。

それは早急に検討しないと、はやもう 4 月 1 日というのはそこにきていますので、またその結果を教えてくださいたいと思います。タクシーはどういうて言うたかね。

総務課長（麻田正志君）

お答えさせていただきます。先ほどの Suica と同じようにタクシー代のことにつきましてもですね、他の自治体、県とかの例を参考にいたしまして、早急に決定していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（永田耕朗君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 23 号、佐川町職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙

手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 24、議案第 24 号、佐川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 24 号、佐川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 25、議案第 25 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 25 号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 26、議案第 26 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 26 号、佐川町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 27、議案第 27 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 27 号、佐川町指定地域密着型介護予防サービスの事業の

人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 28、議案第 28 号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 28 号、佐川町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 29、議案第 29 号、佐川町住宅新築資金等貸付条例の廃止について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 29 号、佐川町住宅新築資金等貸付条例の廃止について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 30、議案第 30 号、佐川町商工業振興資金融資条例の廃止について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 30 号、佐川町商工業振興資金融資条例の廃止について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 31、議案第 31 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 31 号、佐川町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 32、議案第 32 号、佐川町民テニスコート設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 32 号、佐川町民テニスコート設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 33、議案第 33 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 33 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 34、議案 34 号、佐川町立山崎記念天文台設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 34 号、佐川町立山崎記念天文台設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 35、議案第 35 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 35 号、佐川町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 36、議案第 36 号、牧野公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 36 号、牧野公園の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 37、議案第 37 号、旧浜口家住宅の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 37 号、旧浜口家住宅の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 38、議案第 38 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 38 号、斗賀野あおぞら公園の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 39、議案第 39 号、牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 39 号、牧野富太郎ふるさと館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 40、議案第 40 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 40 号、佐川町立虚空蔵山わんぱく広場の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 40 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 41、議案第 41 号、佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 41 号、佐川町立山崎記念天文台の指定管理者の指定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 42、議案第 42 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 42 号、四ツ白・二ツ野辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 43、議案第 43 号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 43 号、中野・瑞応辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 44、議案第 44 号、加茂辺地に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 44 号、加茂辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 45、議案第 45 号、庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の策定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 45 号、庄田・大田川辺地に係る総合整備計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま、町長から議案第 46 号から議案第 50 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 5 として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議案第 46 号から議案第 50 号までを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 5 として、議題とすることに決定しました。

休憩します。

休憩 午前 11 時 7 分

再開 午前 11 時 8 分

議長（永田耕朗君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 1、議案第 46 号、工事請負契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、追加議案について御説明申し上げます。

議案第 46 号、工事請負契約の締結につきましては、平成 31 年 2 月 25 日に入札を行いました佐川町立佐川小学校空調機設置工事の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札、契約金額は 7,336 万 6,560 円。契約の相手方は、高知県高岡郡佐川町乙 2123 番地 2、有限会社森岡工務店、代表取締役森岡基でございます。

なお、詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。以上です。

教育次長（片岡雄司君）

私から、議案第 46 号、工事請負契約、佐川町立佐川小学校空調機設置工事の締結につきまして、御説明をさせていただきます。

本工事につきましては、近年、災害ともいえる猛暑を受けまして、児童生徒等の健康被害を及ぼさないように熱中症対策としまして町内小中学校の普通教室、特別教室等に空調設備を整備するものでございます。

参考資料（議案第 46 号関係）をごらんください。

入札のてんまつ書となっております。記載金額は全て税抜きとなっております。契約の工期につきましては、契約の日から 2019 年 9

月 30 日までとしております。工事概要につきましては、普通教室の 14 教室に屋内機 28 台、屋外機 14 台。特別教室の 11 教室に屋内機 20 台、屋外機 14 台と集中リモコンコントローラーを設置し、新たに屋外キュービクルを 1 機新設することとしております。

以上でございます。よろしくお願いします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 46 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 2、議案第 47 号、工事請負契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第 47 号、工事請負契約の締結につきましては、平成 31 年 2 月 25 日に入札を行いました佐川町立斗賀野小学校空調機設置工事の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札、契約金額は 5,418 万 9 千円。契約の相手方は、高知県高岡郡佐川町乙 36 番地 1、株式会社佐川水道、代表取締役田村和海でございます。

なお、詳細につきましては担当次長から説明をさせますので、よ

ろしくお願いいたします。以上となります。

教育次長（片岡雄司君）

私から、引き続き、議案第 47 号、工事請負契約、佐川町立斗賀野小学校空調機設置工事の締結について、御説明をさせていただきます。

この工事につきましても、議案第 46 号と同様の理由によりまして、普通教室、特別教室等に空調設備を整備するものでございます。

参考資料（議案第 47 号関係）をごらんください。

これも入札のてんまつ書となっております。記載金額は全て税抜きとなっております。契約工期につきましては、契約の日から 2019 年 9 月 30 日としております。工事の概要につきましては、普通教室の 6 教室に、屋内機 12 台、屋外機 6 台。特別教室の 10 教室に屋内機 19 台、屋外機 14 台と集中リモコンコントローラーを設置し、新たに屋外キュービクルを 1 機新設することとしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 47 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 47 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3、議案第 48 号、工事請負契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第 48 号、工事請負契約の締結につきましては、平成 31 年 2 月 25 日に入札を行いました佐川町立黒岩小学校空調機設置工事の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札、契約金額は 4,872 万 7,440 円。契約の相手方は、高知県高岡郡佐川東組 1205 番地 5、オハラデンキ、代表者小原誠二でございます。

なお、詳細につきましては担当次長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。以上となります。

教育次長（片岡雄司君）

議案第 48 号、工事請負契約、佐川町立黒岩小学校空調機設置工事の締結につきまして、説明をさせていただきます。

本工事につきましても、議案第 46 号と同様の理由により、普通教室、特別教室等に空調設備を整備するものでございます。

参考資料（議案第 48 号関係）をごらんください。

入札のてんまつ書となっております。記載金額は全て税抜きとなっております。契約の工期につきましては、契約日から 2019 年 9 月 30 日までとしております。工事概要につきましては、普通教室の 5 教室に屋内機 10 台、屋外機 7 台。特別教室の 8 教室に屋内機 14 台、屋外機 12 台と集中リモコンコントローラーを設置し、新たに屋外キュービクルを 1 機新設することとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 48 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 48 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 4、議案第 49 号、工事請負契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第 49 号、工事請負契約の締結につきましては、平成 31 年 2 月 25 日に入札を行いました佐川町立佐川中学校空調機設置工事の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札、契約金額は 4,509 万 2,160 円。契約の相手方は、高知県高岡郡佐川町本郷耕 1837 番地、株式会社高橋建工、代表取締役高橋寛でございます。

なお、詳細につきましては担当次長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。以上となります。

教育次長（片岡雄司君）

議案第 49 号、工事請負契約、佐川町立佐川中学校空調機設置工事の締結につきまして、説明をさせていただきます。

本工事につきましても、議案第 46 号と同様の理由により、普通教室、特別教室等に空調設備を整備するものでございます。

参考資料（議案第 49 号関係）をごらんください。

入札のてんまつ書となっております。記載金額は全て税抜きとなっております。契約の工期につきましては、契約日から 2019 年 9 月 30 日までとしております。

なお、工事の概要につきましては、普通教室の 9 教室に屋内機 18 台、屋外機 9 台、特別教室の 11 教室に屋内機 19 台、屋外機 19 台と集中リモコンコントローラーを設置し、キュービクルにつきましては既存の機器を使用することとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 49 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 49 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 5、議案第 50 号、工事請負契約の締結について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは、御説明申し上げます。

議案第 50 号、工事請負契約の締結につきましては、平成 31 年 2 月 25 日に入札を行いました佐川町立尾川小中学校空調機設置工事の請負契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の方法は、指名競争入札、契約金額は 5,510 万 7 千円。契約の相手方は、高知県高知市桜馬場 8 番 20 号、株式会社晃立、代表取締役嶋崎勝昭でございます。

なお、詳細につきましては担当次長から説明をさせますので、よろしく願いいたします。

教育次長（片岡雄司君）

議案第 50 号、工事請負契約、佐川町立尾川小中学校空調機設置工事の締結につきまして、御説明をさせていただきます。

本工事につきましても、同様の理由によりまして、普通教室と特別教室等に空調設備を整備するものでございます。

参考資料（議案第 50 号関係）をごらんください。

入札のてんまつ書でございます。記載金額は全て税抜きとなっております。契約の工期につきましては、契約日から 2019 年 9 月 30 日までとしております。

工事の概要につきましては、普通教室の 6 教室に屋内機 12 台、屋外機 6 台、特別教室の 13 教室に屋内機 24 台、屋外機 19 台と集中リモコンコントローラーを設置し、キュービクルにつきましては既設の屋外キュービクルを増設、改造することとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 50 号、工事請負契約の締結について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 50 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 46、選挙管理員及び補充員の選挙を行います。

この選挙は、平成 31 年 3 月 30 日をもって任期満了となります選挙管理委員及び補充員を地方自治法第 182 条第 1 項及び第 2 項の規定により選挙するものです。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には、井上和江君、西森啓助君、澤村重隆君、田村泰富君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました井上和江君、西森啓助君、澤村重隆君、田村泰富君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

選挙管理委員補充員には、次の方を指名します。

第一順位、横畠正孝君、第二順位、藤本安夫君、第三順位、濱田良雄君、第四順位、刈谷比登志君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第一順位、横畠正孝君、第二順位、藤本安夫君、第三順位、濱田良雄君、第四順位、刈谷比登志君、以上の方が順序のとおり、選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第 47、議員派遣について、を議題とします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣は、お手元に配付のとおりと決定しました。

日程第 48、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶を願います。

町長（堀見和道君）

本定例会に提出をさせていただきました専決処分にかかわる承認案件 1 件と、平成 31 年度一般会計予算を含みます 50 の議案全てを御承認いただきまして、まことにありがとうございました。

来年度も引き続き、第 5 次佐川町総合計画に基づき、承認いただきました予算をしっかりと、実のあるものとして使わせていただきますよう、この場でお誓いを申したいというふうに思います。

来年度は、文教のまち佐川、この佐川のすばらしさを改めてしっかりと取り戻し、住民の皆様と共有できるよう教育分野におきまして、本定例会で承認いただきました予算をしっかりと執行していきます。

学校教育の場では、新たなチャレンジもしていきます。ICTを活用した新しいテクノロジーを活用した学びが楽しくなるような、そんな学校教育をしっかりと模索をしていきたいと考えております。

また住民の皆様にも、生涯学習の一環として佐川町のよさ、佐川町のすばらしさ、佐川町がこれまで長く取り組んできたこと、この佐川の誇りをですね、多くの皆様にも学んでいただき、共有していただけるよう取り組んでいきたいと、そのように考えております。

また、植物の町佐川として、今、取り組みを深く深く進めております。牧野公園を訪れていただける方が、ありがたいことに確実に

毎年毎年増えていっております。また、はなもり C—L O V E を初め、牧野公園を週 1 回ボランティア活動として整備をしていただいている皆さん、また、この牧野公園の活動に、整備活動に参加をしてくれている子供たち、この場をお借りして御礼を申し上げて、今後もしっかりとこの整備事業を進めていきたいと考えております。

また今年度から取り組みを始めました体験型の観光博覧会、わんぱくにおきましても、植物を 1 つの核として、植物をキーワードとして体験型のメニューをさまざまな場所で実行していただいております。改めて植物を好きな方、植物をコケを使って新しいものをつくる、テラリウムをつくる、そういったことが好きな方がたくさんいらっしゃるということがわかりました。来年度の体験型博覧会わんぱくに向けて、植物を武器にして、植物を宝にして、幸せなまちづくりをしっかりと進めていきたいと考えております。

また、NHK の朝ドラに牧野富太郎博士をと、この活動も着実に広がっております。全国各地に広まっております。大手企業の中でも、この活動に参加をしたい、協力したいとおっしゃって申し出をいただいているところもあります。着実に、この活動の輪を広げて、ぜひ、NHK の朝ドラに牧野富太郎博士が取り上げられる、壽衛子夫人が取り上げられる、そのことを夢見て、この活動を着実に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりますが、本定例会、一般質問でもたくさんの質問をいただきました。県の事業ではあります新たな管理型最終処分場事業につきましては、しっかりと住民の皆さんの声に向き合い、住民の民さんの気持ちを受けとめ、県に対してはスケジュールありきではなく、丁寧に進めていただきたいということを改めて要請をさせていただくことを、この場で皆様にお誓い申し上げまして、本定例会の私の挨拶と、閉会の挨拶と替えさせていただきます。

本当に、ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、町長挨拶を終わります。

本日の会議は、これをもって終わります。

平成 31 年 3 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 11 時 35 分

